

第5回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年11月6日（月）午後1時29分から午後3時18分まで

2 開催場所 高崎市役所17階 171会議室

3 出席委員（21人）

2番	中村 滋	3番	箱田 裕史
4番	浦恩城 由子	6番	寺崎 正親
7番	今井 隆	8番	須田 直子
9番	大野 俊彦	11番	中沢 幸子
12番	山田 孝夫	13番	天田 晃
14番	戸塚 英子	15番	塚越 勤
16番	永井 保伸	17番	石川 大輔
18番	川野 健一	19番	福田 敬一
20番	西山 康雄	21番	反保 勉
22番	飯野 利貞	23番	新井 元
24番	設楽 明志		

4 欠席委員（4人）

1番	清水 静枝	5番	佐藤 勲
10番	信澤 健治	25番	金井 政明

5 職務のため出席した事務局職員

事務局長	八木 秀明
局長補佐	河野 一則
局長補佐	荒木 聡
係長	羽鳥 大樹
主査	小暮 純子
主任主事	清水 賢太郎
主任主事	飯塚 淳
主任主事	高柳 匡秀
主任主事	岩井 道裕

6 職務のため出席した倉渕支所農林建設課職員

主任主事

高 橋 拳 斗

7 職務のため出席した農林課職員

主任主事

佐 藤 裕 徳

8 議事日程及び付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名及び書記の任命について
- 日程第2 議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について
- 日程第3 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農地法関係非農地証明願について
- 日程第6 議案第5号 高崎市農用地利用集積計画の決定について
- 日程第7 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について
- 日程第8 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について
- 日程第9 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第10 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について
- 日程第11 報告第5号 高崎市農業委員会総会会議規則の一部改正について

◎開 会

午後 1時29分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（八木秀明） 皆さん、こんにちは。定刻前ではございますが、皆様おそろいですので、第5回農業委員会総会のほう始めさせていただきます。

まず初めに、今井会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○会長（今井 隆） （挨拶）

○事務局長 ありがとうございます。

では、この後の議事進行につきましては、今井会長にお願いしたいと思います。

今井会長、お願いします。

○会長 それでは、ただいまから第5回の農業委員会総会を開催いたします。

まず、委員の出席状況を報告させていただきます。議席番号1番、清水静枝委員、議席番号5番、佐藤勲委員並びに10番の信澤健治委員、また25番の金井政明委員から欠席との報告がございました。4名欠席ということで、本日の出席委員は全員25名のところ21名であり、過半数を超えておりますので、総会は成立しております。

以上、諸般の報告を終わりました。続きまして、議事録署名委員の指名及び書記の任命に移ります。

それでは、皆さんにお聞きいたします。議事録署名委員を指名してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 議席番号4番、浦恩城由子委員及び22番、飯野利貞委員の両名を指名いたします。また、書記には事務局の小暮主査を任命いたします。よろしくお願い申し上げます。

これより議事進行に入ります。発言される場合、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどお願いいたします。

それでは、議案のほうへ入ります。

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可の内容は農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用目的は露天駐車場でございます。令和5年3月22日許可、高農委指令第1666号でございました。取消しを願い出る理由につきましては、事業計画の見直しにより駐車場拡大を中止したためとのことでございます。

以上、農地法の規定による許可取消願は1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局の説明が終わりました。

これより審議に入ります。皆さんより質疑をお受けしたいと思います。

異議がなければ承認してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1については新規就農案件になっております。事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、新規就農に当たり申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。詳細な営農計画については、倉渕支所農林建設課から説明させていただきます。

○倉渕支所農林建設課 それでは、事前にお配りさせていただいたホッチキス留め資料、農地法第3条申請における新規就農者リストを御覧ください。そうしましたら、リストのナンバー1、個人で営農を開始したいという申請になります。営農類型は露地野菜、チヂミホウレンソウとエダマメでございます。倉渕町権田にて農地、約9アールを購入し、営農を開始する申請となります。申請人につきましては、令和5年10月6日に就農相談会を実施いたしまして、農業委員会からは塚越勤職務代理、戸塚英子農業委員、和田佳子推進委員が出席し、申請人から提出された営農計画書を基に質疑応答等を行い、継続的に営農を行えるかなどの確認を行いました。

1枚おめくりいただきまして、営農計画書の1ページ目を御覧ください。

まず、1の就農の動機です。昨年、義理の父が亡くなるまで、その農業を手伝っており、現在は借りていた農地は全て返却していますが、申請地の所有者から、県外におり、土地の管理が難しいことから、耕作できないかという相談を受けました。これまで義父の手伝いをしていた経験から、今度は義理の息子である申請者自身で耕作したいというふうに思い、申請に至ったとのことでございます。

2の将来の農業経営の構想でございますが、栽培が軌道に乗り、生産量が増えた早い段階で販売をしていく予定とのことでございます。トラクターや草刈り機、軽トラ等、農業に必要な農具は一通り義父の家にそろっており、借りられる予定となっております。

3の職歴及び農業経験でございますが、現在安中市で夜間の運送業の会社員をしており、日中は農業、夜間は運送業の兼業で従事する予定となっております。体力に自信があり、妻や義母に袋詰めなど協力を得ながら、睡眠時間もきちんと確保して農業従事に当たる予定となっております。また、農業経験は約10年間義父の農業を手伝っていたとのことでございます。

続きまして、資料2ページの営農計画書です。こちらが詳細な営農計画書になりまして、栽培作物は義父のお手伝いで作っていたチヂミハウレンソウとエダマメになります。1年目から5年目までは、今回の耕作地にて営農を予定しておりまして、春から夏にかけてエダマメを栽培し、夏の終わりから冬にかけてはチヂミハウレンソウを栽培する予定です。従事者につきましては、本人と妻、そして、農業経験豊富な義母の3人を予定しております。

営農計画書等につきましては、簡単でございますが、以上となります。

なお、本件につきましては、別添「農地法第3条調査書」、1ページのとおり、農地法の第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていることと考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ご苦労さまでした。新規就農ということで今回提出されたわけです。

それでは、事務局の説明が終わりましたので、就農相談会に出席された戸塚英子委員から報告をお願いいたします。

○14番戸塚委員 議席番号14番、戸塚です。農地法第3条許可申請、審議ナンバー1について、過日行われました就農相談会での内容についてご報告いたします。

なお、当日は申請者に対し、JAはぐくみ職員、倉渕支所農林建設課職員、事務局職員とともに、以下のとおり、聞き取りを行いました。

質問1 10年間お父様のお手伝いをしていたとのことですが、どのような作物を栽培されていましたか。

回答 今回の営農作物であるハウレンソウ、エダマメ、稲作を栽培していました。

質問2 運送業と兼業になるかと思いますが、農業従事日数の250日は達成できそうですか。

回答 朝からお昼頃までは従事できますので、達成可能です。袋詰め等の作業は午後に回して、妻や義母に手伝ってもらう予定です。

質問3 販売方法は、どのようにしますか。

回答 最初は、道の駅や農協への出荷を考えています。

質問4 エダマメとチヂミハウレンソウの作付計画を教えてください。

回答 エダマメは、5月に種まきを行い、7月から8月に収穫を予定しています。チヂミハウレンソウは、9月に種まきを行い、11月から12月に収穫を予定しています。

以上のような質疑応答がありました。また、事務局の説明にあったとおり、営農計画についても

適切であると考えられ、就農後も継続的に農業を行っていただけると考えられますことをご報告させていただきます。

○会長 ご苦労さまでした。

ただいま報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑をお受けいたします。

先日、事前協議の中で、ちょっと話も、意見等も出たのですけれども、あれですか、この市外に住んでいるのだけれども、これはここから通うわけ。

○倉渕支所農林建設課 はい、市外から通う予定でございまして、申請地までおよそ30分の距離になっております。

○会長 そのぐらいね。30分ぐらいならね。それで、耕作面積が9アールでしたか。9アールで、ハウレンソウとエダマメということで。最初、ハウレンソウを作って、その後、同じところにエダマメを作るわけですね、はい。

それでは、皆さんから何か質問等ございましたら、お願いいたします。

なければ許可としますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可とすることといたします。

それでは、続きまして、3条、一括審議に入ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいとの申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、設定期間は、令和5年11月24日から令和8年11月23日までの3年間の申請でございます。また、関連案件といたしまして、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書10ページ、議案第3号ナンバー1が提出されております。

3番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいとの申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、設定期間は、令和5年11月24日から令和8年11月23日までの3年間の申請でございます。また、関連案件といたしまして、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書10ページ、議案第3号ナンバー2が提出されております。なお、2番と3番の案件につきましては、営農型太陽光発電の更新の申請でございます。事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別の案件とさせていただきますので、そちらで説明させていただければと思います。

4番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は使用貸借、後継者に経営移譲した農地の貸借期間が満了するため再設定したいという同一世帯の申請でございます。

10番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

11番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

12番 契約内容は売買、所有農地に出入りするため申請地を買い受けて使用したいという申請でございます。

13番 契約内容は売買、譲渡人の意向に沿い申請地を買い戻したいという申請でございます。

14番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

15番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

16番 契約内容は贈与、夫名義の農地を譲り受けて引き続き耕作したいという同一世帯の申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請一括案件は、地上権設定の2件を除く13件でございます。なお、この13件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項には該当しない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま3条の説明がありました。ナンバー2からナンバー16、この中でナンバー2とナンバー3は、5条申請のときに審議いたしますので、ナンバー2と3は除いてください。

それでは、そのほかの案件について、皆さんから質疑をお受けいたします。

なければ、ナンバー2、3を除き、許可してもよいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することといたします。

それでは、続きまして、議案第3号のほうに移ります。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1及びナンバー2については、事前調査案件となっております。

また、ナンバー1及びナンバー2、議案第2号ナンバー2及びナンバー3については、関連する案件となっておりますので、一括して審議させていただきます。

それでは、事務局、ナンバー1及びナンバー2の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は賃貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用の申請でございますので、転用期間が定められております。令和5年11月24日から令和8年11月23日までの3年間でございます。また、関連案件といたしまして、地上権設定の3条許可申請である議案書5ページ、議案第2号ナンバー2が関連案件でございます。

なお、3条の地上権設定の許可とこちらの5条許可申請の審議は一緒でございまして、どちらか一方だけが許可ということはございませんので、よろしくをお願いいたします。

それでは、別添の農地法第5条許可申請、ナンバー1審議資料を御覧ください。

1枚目は位置図でございます。図面中央にございます黒枠で囲まれた箇所が申請地でございます。高崎市立寺尾小学校から北に約10メートルの場所に位置しております。申請地周辺は宅地、雑種地、農地が混在している地域であります。今回の申請地につきましては農振農用地の青地の農地でございます。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が公図の写しでございます。黒枠で囲まれている図面中央の田1筆が今回の申請地でございます。申請地に隣接する土地につきましては、北側が農地、南と西が公衆用道路、東側が農地及び用悪水路にそれぞれ接しております。

1枚おめくりいただきまして、3枚目が土地利用計画図、4枚目がパネルの架台支柱の位置図でございます。図面を横向きにして御覧ください。更新の申請となりますので、申請地には本図面のとおり、合計300枚の太陽光パネルが設置されています。太陽光パネルを支える架台の支柱は72本で、その支柱の面積9.04平米が今回の一時転用の対象でございます。また、こちらの申請地は、小中学校の通学路にもなっていることから、安全対策といたしまして周囲にフェンスが設置されております。

1枚おめくりいただきまして、5枚目が太陽光パネルの立面図になります。営農型発電用のパネ

ルになりますので、最低地上高は2.7メートルで、このタイプの太陽光パネルを約3.2メートル間隔で設置しております。

1枚おめくりいただきまして、6枚目がブルーベリーの苗の配置図でございます。図面の向きが変わりまして、横向きに御覧いただければと思います。図面のとおり、パネル下に、1年生苗を5本入れたポットを置き、こちらの圃場全体で5,280本を栽培する計画でございます。

1枚おめくりいただきまして、こちらのページ以降が、営農計画書でございます。次のナンバー2についても、同一の申請人からの申請で、栽培する作物も同一でございますので、営農計画書についてはナンバー1とナンバー2で共通の営農計画書とさせていただいております。下部の農地で栽培する作物につきましては、ブルーベリーの苗でございます。

1枚おめくりください。こちらは年間の営農計画でございます。記載にありますとおり、5月に挿し木を行いまして、6月から12月にかけて苗を育成します。翌年に剪定、追肥を行いまして、2年目の6月には1年ものの苗を出荷いたします。2年目以降の作業工程につきましても、1年目と同様に行う予定でございますが、苗の育成に合わせて、2年目以降の10月に植え替えを行う予定です。なお、出荷先は、高崎市場と伺っております。

次に農業機械についてですが、特に利用するものはなく、申請人の農業経験につきましては3年と8か月、そのうち本申請地に作付予定のブルーベリーにつきましても同様の経験がございます。

1枚おめくりいただきまして、発電設備による営農への影響の見込みでございますが、今回栽培するブルーベリーのラビットアイという品種は、丈夫で育ちも早く耐陰性があり、半日蔭の栽培が可能であることから、パネル下での栽培に支障はないと考えられます。

支柱につきましては、最低地上高が2.7メートル、最高地上高が4.1メートル、間隔も3.2メートルであることから作業に必要な空間を確保でき、効率的に作業を行えるものと考えられます。

また、次の下部の農地の単収でございますが、記載に誤りがございますので、訂正をお願いいたします。単収見込みAのところは7,920本とございますが、こちらが3,960本となります。また、Bの地域の平均的な単収9,000本とございますが、こちらが4,500本に訂正をお願いいたします。お手数おかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

また、審議資料ナンバー2につきましても、営農計画書は共通のため、同様に訂正をお願いいたします。

下部の作物の平均的な単収といたしましては、営農計画書に記載のとおりでございまして、こちらは千葉県の実績を基に見込みを算出しており、許可要件である8割を目指すものとなっております。

続きまして、ナンバー2につきましても、1番と申請地は離れておりますが、同一の申請人からの申請でございますので、引き続き説明をさせていただきます。

2番 契約の内容は賃貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を

立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用の申請でございますので、転用期間が定められております。令和5年11月24日から令和8年11月23日までの3年間でございます。また、関連案件といたしまして、地上権設定の3条許可申請である、議案書5ページ、議案第2号ナンバー3が関連案件でございます。なお、3条の地上権設定の許可とこちらの5条許可申請の審議は一緒でございます、どちらか一方だけが許可ということはございませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、別添、農地法第5条許可申請、ナンバー2審議資料を御覧ください。

1枚目は位置図でございます。図面中央でございます黒枠で囲まれた箇所が今回の申請地でございます、高崎東消防署から北東に約260メートルの場所に位置しております。申請地の周辺は宅地、雑種地、農地が混在している地域であります、今回の申請地につきましては農振農用地の青地の農地でございます。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が公図の写しでございます。図面中央でございます黒枠で囲まれている田1筆が今回の申請地でございます、申請地に隣接する土地につきましては、北と南が用悪水路、東と西が農地にそれぞれ接しております。

1枚おめくりいただきまして、3枚目が土地利用計画図、4枚目がパネルの架台支柱の位置図でございます。図面を横向きにして御覧ください。更新の申請となりますので、申請地には本図面のとおりの、合計144枚の太陽光パネルが設置されております。太陽光パネルを支える架台の支柱は36本で、その支柱の面積4.52平米が今回の一時転用の対象でございます。

1枚おめくりいただきまして、5枚目が太陽光パネルの立面図になっております。営農型発電用のパネルになりますので、最低地上高は2.7メートルで、このタイプの太陽光パネルを約3.2メートル間隔で設置しております。

1枚おめくりいただきまして、6枚目がブルーベリーの苗の配置図でございます。図面の向きが変わりまして、横向きにして御覧ください。図面のとおりのパネル下に1年生苗を5本入れたポットを置き、こちらの圃場全体で2,640本の栽培となります。

次のページをご覧ください。営農計画書でございますが、1番と同様、ブルーベリーの苗を栽培する計画でございますので、営農計画書以降の説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わりますが、現在の農地の状況につきましては、事務局で現地調査した際、耕作はされておりましたが、現在は少し状況が変わっております。

それでは、説明を終わりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 説明が終わりました。ナンバー1とナンバー2の説明でした。これから調査報告なのですが、今回も、今回は第4班の調査となっております、調査班長の山田孝夫委員からご報告をお願いいたします。

○12番山田委員 事前調査報告、第4班班長、山田孝夫。農地法第5条許可申請、審議ナンバー1、

ナンバー２について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲渡人と代理人２名、計３名の出席でした。

質問１ 本日、現地を確認してきましたが、パネル下で耕作しているとは言えない状況でした。これまでの３年間、耕作ができなかった理由を教えてください。

回答 地目が田のため、水はけが悪く土地がぬかるんでしまい、作業が思うようにできませんでした。当初は水口を閉じれば水は入ってこないと考えていましたが、水路のひび割れ部分やあぜを超えて水が流入することが分かり、その対応に追われていました。

なお、申請ナンバー２については改善されています。ナンバー１については引き続き対応し、耕作できる状態にしたいと考えています。

質問２ 現地を見る限り、棚に苗を設置しているので土地がぬかるんでいても栽培できると感じました。どんな問題があるのでしょうか。

回答 苗の水やりの際、軽トラックにタンクを積んで作業をしますが、ぬかるんでいては移動が困難なので、まずは、その部分を優先して解消できればと考えています。

質問３ ぬかるんでいて軽トラックが入れないなら、ホースを使って散水する方法もあります。今の話は言い訳にしか聞こえません。この３年間で水対策しかできていないというのが現状です。全く耕作がされていないとみなされても仕方ない状況です。

回答 申し訳ありません。工夫が足りていないところがありました。

質問４ 今後の営農計画について教えてください。

回答 前回同様、ブルーベリーを挿し木から栽培し、苗木を出荷する計画です。計画が遅れている状態ですが、１１月に苗を植え替えし、１月から剪定し、挿し木を増やす計画です。他の圃場でも苗木の育成経験があるので、作目は変更せず営農していければと考えています。

質問５ 複数の問題があるということを踏まえて、何をいつまでに改善するのか、具体的に考えていますか。

回答 水の問題については、継続して取り組んでいきます。また、棚の設置や苗木についても、春先までにはカタチにしたいと考えています。

質問６ 営農計画を立てている以上、これに従って努力をしてください。本来なら既に下部の農地はポットでいっぱいになっているはずです。また、今までこういった事例もありません。そのことを自覚し、本気で取り組んでください。

回答 ご指導いただきありがとうございます。精いっぱい取り組んでいきますので、引き続きよろしくお願いします。また、このほどは申し訳ございませんでした。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 ただいま調査報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんからいろいろ質問等あると思いますから、願いい

たします。

それでは、事務局から皆さんに報告があるようです。

お願いします。

○事務局 ただいまの事前調査報告につきまして、事務局より補足の説明をさせていただきます。報告書の質問5に対する回答についてですが、棚の設置や苗木について春先までにはかたちにしたいとの話がありましたが、より具体的な時期を代理人を通じ確認いたしましたので、ご報告いたします。ナンバー2の農地につきましては、来年の6月までには全てのパネル下に苗を設置するとの回答がありました。また、ナンバー1の農地に関しましては、時期は少し遅れますが、来年の7月から8月にかけて、同様に全てのパネル下に苗を配置するとの回答がありましたので、ご報告いたします。

また、質問6に今までこういった事例もないと言った発言がありましたが、事務局としても注視していく必要があると考えていることから、日頃から現地確認だけではなく、これから行う作業や栽培状況を定期的に記録するよう依頼させていただきました。

○会長 今、事務局からちょっと報告が足りなかったところの説明していただきました。

それでは、皆さんのほうからいろいろ質問あると思いますけれども、よろしく願いいたします。

今までこういう事例がなかったということで、今回いろいろ4班の委員さんからも厳しい指摘がありまして、本人も深く反省をしているようでしたけれども、ちょっと言い訳っぽいようなことが、ちょっとこの報告の中にもあります。このナンバー2は5月から6月、ナンバー1は7月から8月、これはちょっと時期がずれているけれども、どういう理由で、これは7月、8月になったのか。

○事務局 これが質問のところでいうと、質問1の部分で水路のひび割れだったり、あぜを超えて水が流入すると。ナンバー2のほうは既に改善しているので、5月、6月でできると。ナンバー1については引き続き対応していくということで、そういった理由でおよそ2か月間のずれが出てくるといった考え方になっております。

○会長 そうすれば、田んぼに稲作が始まる時水が流れてきて、そのときに水漏れのところが分かるので、修理するってことなんか、そういうことなのかな、どういうことなの。これは、その農業用水のそっちの管理のほうで修理してくれるということではなくて、自ら自分で修理をするということなのですか。

○事務局 前回の話もそうだったのですけれども、ナンバー2は自分でやっているという話だったので、1番についても引き続き自分で修繕というのですか、そこに漏れだったり、出てくる部分を改善していくような格好になると考えております。

○会長 自分で修理する。本当は、専門家の方にきちんと修理してもらえばいいのだけれども、自分

で修理するということで。

○事務局 そうですね。また、本日は北部の委員さんもいるので、南部の概要というのですか、そういったところ、また改めて事務局のほうから今お伝えさせていただければと思います。

○会長 では、報告してください。

○事務局 すみません。先日の南部事前協議で、南部の農業委員さん、推進委員さんから様々な意見をいただいて、もちろん肯定的な意見もあるし、否定的な意見なんかもありました。ポイントとしては、下部農地の営農、それが適切に継続されるか否かというところで、それを判断する材料が、ここに書いてあったとおり、3年間除草等の管理はされてきたのだけれども、ほとんど耕作がされていなかったというところと、あと調査班が聞き取りをする中で、今後は適正に耕作が行われると見込まれるのではないかとといったところを話し合いながら、てんびんにかけながら検討していった結果、南部事前協議での総意としては、3年間耕作されていなかったことはもちろん問題なのですが、一時転用期間、3年間これを短縮して引き続き農業委員会として指導していくことが妥当なのではないか、そういった結論に至りましたので、今日皆さん参考にしていただきながらご審議していただければと考えております。

一応補足は以上です。

○会長 今、事務局のほうから細かい説明をしていただきました。事前協議のときに北部の委員さんいなかったの、今回が初めてということいろいろ報告だとか、それを、これいろいろ質問等、また返答等確認して、意見等出してもらいたいのですけれども。とにかく、今回今までちょっと事例のないことだということで、こういうことがこれからは同じようなことをされると本当に困るので、ある程度厳しい判断ということで決めたいと思います。そういうことで、ナンバー1が来年の7月から8月までにはそこへ設置するということなので、大体、期間としては本来なら、きちんとしていれば3年間なのですけれども、そんなに長くは猶与はできないということで。この間の事前協議のときにも委員の皆さんに言ったのですけれども、事務局だけで対応するのも非常に大変だということで、事務局も毎月、毎月いろんな申請が出されて数も大変なので、そんなにまめに現地のほう調査、確認するというのも容易ではないということなので、地元の委員の皆様、こういう営農型の太陽光発電ありましたら、農地パトロールでも何でもいいですから、通りがかったときにちょっと見ていただいて、どういう状況になっているかなということを事務局のほうへ報告していただきたいと思います。

また、新しくなった委員さん、自分の地域にどこに営農型があるのかなって。もし分からなかったら、事務局に調べてもらって、ここここにありますよって。それが分かったら、その場所を確認していただきたいと思います。

それで、この間、審議のときに何か月か、そういう意見も出たので、最低でも普通なら1年出すのですけれども、今事務局の説明のとおり、来年のあの、ナンバー2は5月から6月、またナンバ

ー1は7月から8月までに設置をするということなので、ある程度のその動きがあった時点で一回確認をするかなと、そんな考えもあると思います。そういうことで、では、意見があったらお願いいたします。

○6番寺崎委員 はい。

○20番西山委員 いいですか。

○会長 では、両方一緒では駄目なので。

○20番西山委員 では、私のほうから。

○会長 はい。

○20番西山委員 一応、私が4班で見せていただいたのですけれども、基本的にはほとんどなっていないというので、いろいろな強い意見も述べたのですけれども、ここで事務局から今の報告で5月ないし7月、8月までという報告があったということなのですけれども、この一番の問題は1番のほうだと思うのです。それで7月、8月ってなると、例えば水がどうのこうのというので一番の問題だって言っているのですけれども、本人が対応するのではなく、用水を管理している水利組合のほうにも話をさせていただいて、例えば水路に水があふれない程度の水を流すとかはできると思うのだけれども。濾水に関しては修理していただかなくてはならないけれども、その辺がどこかが動けるのかな。

○会長 そうすれば、事務局、今西山委員から質問があつて、行政の水利組合にも、そういう相談して修理とか、そういうのできるのかな。どういうのだろう。オーバーしているのかな。下のほうから水漏れしているのかな。

○20番西山委員 本人が言っているので、実際にその時期に見ていないから、ちょっと分からないけれども。

○事務局 そうですね。それで、いただいた質問なののですけれども、ごめんなさい、ちょっと分からないというのが正直なところなののですけれども。行政としてその水の流れというのですか、用水、水路に入る。そこら辺については、隣の田園整備課だったり、あとは支所で言うなら建設課なんか水路、水門を管理しているところがあるのですけれども、オーバーフローしないように調節するというのですか、現地を見てどの程度の量だったらあふれないのかを行政が管理していくことは可能と考えております。

以上です。

○会長 あの水路があそこだけだったよね、学校寄りのほうの道路の節。ほかには水路なかったよね。

○事務局 はい。

○会長 だから、そこだけ修理すれば、あと入ってくる場所はないと思うのだけれども。

○15番塚越委員 田んぼなんかはオーバーフローしてしまったら困るよね、田んぼ、出てくるって。

○会長 ちょっとそこまで水が大量に。それが分からないのだけれども。

○6番寺崎委員 いいですか。

○会長 はい、お願いします。

○6番寺崎委員 6番、寺崎です。もともとのところが地目が田んぼだから水が入ってくるのは当たり前というか、当然のことを承知して事業を行ったのかと思うのですけれども、また、水漏れと水路の話もありましたけれども、田んぼであるから出るところもあるだろうし、だから、そこをちょっと低くしてもらおうとか、改善していただくところもあるだろうかと思います。また、水が入ってしまうなら、直に土に定植するのではなくて、ポットなのだから、そのポットを置くところを加工してもらって棚というか、段をつけてもらって水がかからないような高さまで上げてもらおうとかしていただく。本人の言う7月、8月までに改善できるようであればというか、していただかなければ困るので、長くて1年。なるべく、また、前、南部の事前協議のときに話あった、何か月というのが今まで聞いたことなかったもので、何か月というのもできるのかどうか。その辺もちょっと確認したいのですけれども、最低というか、1年、もしくは何か月この期間が決められているので、そこで調整ができればいいのではないかなというふうに思いますけれども。

○事務局 寺崎委員さんの質問の件なのですけれども、上限というのですか、今回3年で申請が出されているのですけれども、その上限については決まっているのですよね。だから、3年以内というのは決まっていて、では、その下限、一番短い期間というのが特段定めがないので、極端な話、本当に細かく言っているのは3か月とか、そういった期間で許可、一時転用なので許可することは可能です。現実的かどうかというところはさておいてなののですけれども。

あと、ごめんなさい、ちょっと話が前後してしまうのですけれども、一番最初に寺崎委員さんがおっしゃっていた、そのぬかるみの部分と栽培の部分とは関係ないというところなののですけれども、事前調査のときにもやっぱりそういった話があって、ぬかるんでいてもホース、5メートルだとか、10メートルだとかは届く範囲でホースを調達して、そこで水をやればできるでしょう。そういった話はさせていただいていて、ここで質問のところにもずばり書いてあるのですけれども、質問3ですね、言い訳にしか聞こえないと、そのぬかるんでいてどうのこうのというのは。やっぱりやろうと思えば、その軽トラックではなくてやり方、ホースでやるのか、そうではなくて、もう何十往復、何百往復もして、まこうと思えばまけるわけで、何でもかんでも水のせいにしてしまって、3年間、水対策しかなかったのかいというところがちょっと問題になっているので、当然、水対策はしていただくという話なののですけれども、やっぱり営農の部分というのですか、下部の農地、そこがしっかり対応できる状況にしていこうと、しなさいというのを皆さん、4班調査班の中で指導していただいたというところです。

以上です。

○会長 今、事務局から別に期間は3か月でも、4か月でもいいのだって話はあったのですけれど

も、ある程度7月、8月にならないと動き出さない、設置できないかななんて思うわけで、そのぐらいの期間ぐらいで一度確認したほうがいいのかなとは思っただけけれども、皆さんの意見も重視します。

そうすれば、どうしますか。1年ってなると、また11月頃になってしまうから、その前に一度報告させてもらって確認したほうがいいですか。

○20番西山委員 いいですか。

○会長 はい。

○20番西山委員 先ほど意見が南のほうから出たのですけれども、私が現地で質問したのですけれども、水があっても、この1に対しては1柵しかブルーベリーがないのだよね。それで、ブロックが置いてあって……

○6番寺崎委員 上がっていてね。

○20番西山委員 はい。だから、水があってもブロックを上げてすれば、基本的にはできるだろうという話をしたのだよ。だけれども、水をくれるのに、中に車を入れなくては水がくれないから、それは言い訳ですよという話をしたのです。それで、そしたら、道に車を止めるのは、通学路で学校のほうから指導を受けたから置けないから中に入れるのだと。

実際に一つのブロックが置いてあって、そこにブルーベリーの苗が置いてあるから、その苗が果たして埋まるほど水が来るかという、そんなには入らないと思うのです。ただ、車が入ってぬかるんで駄目であれば、入り口でホースをちょっと、敷地内に車を入れてホースで水をくれたってできるのではないかという話をしたのだから。ブロックを並べてもらって苗でもというのであれば、苗は並べられると思うのです。それで、この7月、8月というのは、さっき言ったように水が入ってくるのだから、その前に取りあえずは5月頃までにブロックだとかを敷いてもらって、苗はその後並べる分には、七、八月になる分でも、それなりの用意というのは水が来る前にしてもらわないと駄目だよ。それで、今言ったように、7月、8月であれば、そこで一回調査をするということかな。

○会長 鉢植え上げて、この挿し木苗をするって。下に植えたのと違って、毎日水くれしなくてはならない。それは大変だよ。何でそういうふうにするのだから。ちょっと分からない。そんなに挿し木して、それが全部販売できればいいのだけれども、今ブルーベリーの苗もなかなか売行きが悪いなんていうので、そんな話も聞くのですけれども。

そうすれば、では、この辺で決めましょう。いつまでも長くいると日が沈んでしまうから。

あれですか、七、八月には違うところで挿し木したのを、その時点で移動して設置するということなのかね、これは、事務局。

○事務局 そうですね。

○20番西山委員 そこにはいっぱい苗があると言った。

○16番永井委員 すみません、16番、永井なのですけれども。ぬかるむって、どれぐらいぬかるむのですか。人間が入ったらへっこむぐらいぬかるむのですか。

○会長 今、水漏れ、修理しているのだったら、修理すればそんなには入らないと思うのだけれども。

○16番永井委員 トラックが入ってしまうと水くんでいいるから、積んでいいるからぬかるんでということだったわけですね。

○事務局 申請者さんが言うには、スタッキングして、出られなくなってしまうという話なのです。

○会長 それなら、水路が近くにあるのだから、そこからポンプで上げて散水すればいいと思うのだけれども。わざわざトラックにタンク積んできてやらなくも。そんなそばに水があるのだから、そうすればいいと思うのだけれども、何でそういうことが頭の中にないのかなと思って、ずっと考えていたのだけれども。

では、そういうことで、七、八月にはそういうふうになるということなので。そうすると期間、期間だけ決めましょう。

○6番寺崎委員 8月になるなら、8月か9月がいい。

○会長 9月。

○6番寺崎委員 ええ。

○会長 9月というと……10か月か。

○6番寺崎委員 10か月、9か月。何か月になる。いつから許可になるの、これ。11月の24だから、10か月だ。

○会長 今までやってきたことがあまりにもおろそかだったので、こういう短くもこれはしょうがないです。反省してもらってやってもらうということで。

そうすれば事務局、設置期間。

○事務局 はい、10か月で。

○会長 はい。では、10か月ということで、それで許可相当としますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、ここでちょっと事務局……では、ここでちょっと一旦休憩入れます。

休 憩

再 開

○会長 それでは、これより、また再開いたします。

これより先ほどナンバー1と2をやりましたので、ナンバー3から43まで一括説明、一括審議を行います。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

3番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、動物病院を経営しているがサービス拡充のため申請地を買い受けて使用したいという敷地拡張の申請でございます、宅地573.28平米と一体利用の計画でございます。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、雑種地58平米と一体利用の計画でございます。

12番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、雑種地82平米と一体利用の計画でございます。

13番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、雑種地3.32平米と一体利用の計画でございます。

14番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を夫より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

17番と18番は譲受人が同一でございますので、一括して説明させていただきます。

17番 契約内容は賃貸借、河川の護岸工事を請け負うに当たり駐車場及び資材置場が不足してい

るため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。こちら一時転用の申請でございまして、転用期間は、令和5年11月30日から令和6年6月30日までの7か月間の申請でございます。

18番 契約内容は賃貸借、申請の理由欄以降はさきのナンバー17番と同様でございます。

19番 契約内容は贈与、自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地423.53平米と一体利用の申請でございます。

20番 契約内容は贈与、県外で借家住まいをしているが手狭なため申請地を伯父より譲り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

21番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

22番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

23番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

24番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

25番 契約内容は賃貸借、申請地近隣で工事を請け負っているが工事車両及び作業員用駐車場が不足するため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。こちら一時転用の申請でございまして、転用期間は令和5年11月23日から令和8年11月22日までの3年間でございます。

26番 契約内容は使用貸借、中古車販売業を営んでいるが車両置場が不足しているため申請地を義母より借り受けて使用したいという車両置場の申請でございます。

27番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちら用途指定区分がございまして、第1種低層住居専用地域でございます。

28番 契約内容は遺贈、駐車場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天駐車場の申請でございまして、宅地252.75平米と一体利用の申請でございます。

29番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

30番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして、原野677平米、雑種地571平米と一体利用の計画でございま

す。また、次の31番が一体利用地の関連案件でございます。

31番 契約内容は地上権の設定、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして、原野677平米、雑種地571平米と一体利用の計画でございまして、また、さきのナンバー30が一体利用地の関連案件でございます。

32番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、宅地8.07平米と一体利用の計画でございまして、

33番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございまして、宅地227.01平米と一体利用の計画でございまして、

34番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、宅地39.07平米と一体利用の計画でございまして、

35番 契約内容は売買、単身赴任を終えたことを機に高崎で自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、

36番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、

37番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、

38番 契約内容は賃貸借、イチゴの収穫時期の従業員用駐車場として申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございまして。こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和5年11月22日から令和6年6月30日までの約7か月間でございまして、

39番 契約内容は売買、隣接する宅地を購入するに当たり駐車場が確保できないため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございまして、

40番 契約内容は売買、現在の敷地の一部が県道整備事業で収用されるため代替地として申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございまして、

41番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございまして、

42番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございまして、

43番 契約内容は売買、建設業を営んでいるが資材置場及び車両置場が不足しているため本社に

近接する申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場及び車両置場の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請の一括案件は41件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ご苦労さまでした。ナンバー3から43、事務局から説明がございました。

それでは、これより一括して審議に入ります。皆さんから質疑をお受けいたします。

今回、農業委員会ネットワーク機構に提出するようなものはないね。みんな面積小さいから。

皆さんから何か質問等ございますでしょうか。

○20番西山委員 いいですか。

○会長 お願いします。

○20番西山委員 20番の西山です。ちょっと質問なのですけれども、7番で、非常に小さな面積のが数多くあって、枝番でいっぱいあるのですけれども、これはどのような状況から、このような枝番になっているのか、ちょっとお聞きを。0.02なんていう見たこともないので。

○会長 では、事務局、お願いします。

今ちょっと調べてますから。

○事務局 説明をさせていただきたいと思うのですが。もともとの筆の形があまり正方形というのですか、直角とかではなくてちょっと形の悪い筆でして、それを何軒かの住宅に分けるに当たって、ここの1か所の部分だけ大分多くの筆が発生してしまっているというようなのが現状です。

○20番西山委員 では、残った番地は、みんなそこに押っ付けたということか。

○事務局 そうとも言います。ちょうどここが真ん中の筆に当たりまして、周りのところを多分きれいに四角に分けたところ、余ったところをここに押っ付けたみたいなイメージかと思います。

○20番西山委員 0.02なんて、こういう案件は初めてだよな。何十年ってやっていて。

○会長 そうだね、初めてだ。それ以外に説明はないよね。

○20番西山委員 買った人はこれで住むからな。すぐまた1つになるから。

○会長 ほかにどうですか。質問等ありますか。

そうすれば、なければ許可相当とするわけですから、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。それでは、許可相当といたします。

それでは、続きまして、議案第4号に移ります。

議案第4号 農地法関係非農地証明願について。

農地法関係非農地証明願の申出に伴い、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの非農地判断について、次のとおり審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法関係非農地証明願について。

1番 現況地目は山林となります。非農地としての理由でございますが、農地復元のための物理的な条件整備が著しく困難であり、かつ申請地の周囲の状況から見て、農地復元をしても継続的な利用ができないためでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、次に、地域担当委員から報告をお願いするわけですが、このナンバー1は榛名・里見地域ですので、反保勉委員から報告をお願いいたします。

○21番反保委員 ナンバー1についての現地を確認した結果をご報告いたします。

9月6日、推進委員の高瀬委員と事務局職員と現地を確認してまいりました。現地は接道もなく、数多くの雑木、雑草が生い茂っている状態でした。そのため、農地として活用するのは困難な状態でありました。よって、確認の結果、非農地として認められるのを判断いたしましたことをご報告申し上げます。

以上です。

○会長 ご苦労さまでした。地域担当委員の反保さんから報告が終わりました。

それでは、皆さん、何かご意見等ありましたらお願いいたします。

よく農地パトロールで、B判定で白地のところを、こういう非農地ということで本人から申出があって、今回出てきたわけです。私も写真を見せてもらって、これは、もう非農地でなければしょうがないなんて、そんな状況になっておりました。

異議がないでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、証明することといたします。

続きまして、議案第5号に移ります。

議案第5号 高崎市農用地利用集積計画の決定について。

高崎市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条による決定の依頼が、別紙のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○農林課

議案第5号 高崎市農用地利用集積計画の決定について。

農林課、佐藤です。議案、農用地利用集積計画についてご説明させていただきます。

別紙でお配りしているA4横の冊子、「高崎市農用地利用集積計画」とA4横の薄い冊子「高崎市農用地利用集積計画総括表」及び「営農類型・主要農機具・家畜飼養状況一覧」をご用意ください。

それでは、説明させていただきます。

利用権設定促進事業は、市町村が農地の出し手、受け手の間を調整して、権利の設定、移転計画等をまとめた農用地利用集積計画を策定し、農業委員会の決定を経て公告することにより、安心して農地の売買、貸借等を行うことのできる事業です。今回の利用集積計画は、令和5年12月1日の公告予定の農用地利用集積計画となります。

それでは、薄い冊子「高崎市農用地利用集積計画総括表」を御覧いただき、表紙を1枚おめくりください。まず、利用権の設定を受ける者は116名、利用権を設定する者は273名です。利用権が設定される面積は、地目、田の通年が328筆、面積が39万8,702平米、地目、田の期間借地が142筆、面積が19万6,490平米、地目、畑が143筆、面積が17万2,818平米、合計で613筆、面積が76万8,010平米となっております。そのうち使用貸借で設定された筆数は367筆、割合は59.9%です。中間管理事業で設定された筆数は98筆となっており、割合は16%となっております。

続いて、総括表2ページ目を御覧ください。貸借期間別に見ますと、3年未満の農用地について、地目、田が54筆、面積6万8,481平米、地目、畑が15筆、面積が1万6,108平米、3年から6年未満の農用地について、地目、田が358筆、面積が44万8,309平米、地目、畑が109筆、面積が13万6,202平米、6年から10年未満の農用地について、地目、田が44筆、面積が5万7,704平米、地目、畑が7筆、面積が7,478平米、10年以上の農用地について、地目、田が14筆、面積が2万698平米、地目、畑が12筆、面積が1万3,030平米となっております。

以上、簡単ではございますが、農用地利用集積計画に関する説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 ただいま農林課のほうから説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんからご質問等をお受けいたします。

やっぱり3年から6年未満が一番契約年数としては多いです。これからは農業経営基盤強化法ですか、施行されて利用権も増えるのかな。

○農林課 そうですね、利用権は地域計画できる、あと1年半ぐらいになりまして、今後は、その後は農地法か中間管理事業になりますので、利用権の大部分は中間管理事業に流れるのではないかと思われます。

○会長 そっちに流れるのか。

○農林課 はい、そう予想しています。

○会長 はい。この間、アンケートということで青地を持っている方にみんなアンケート出しました。

1万件近く出して四千幾つ返ってきたって言ったっけ。それぐらい返ってきたのかな。

○農林課 ええ。今、回答率で40の後半ぐらい返ってきました。

○会長 そうですか。

○農林課 はい。

○会長 なかなか高齢になると、している自分の農地も管理できないということで、いろいろ借手も、そんなにどこでも借手にするというわけにもいかないし、なかなか難しい問題ですね。

それでは、皆さんのほうから質問等がなければ決定することにいたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

それでは、報告事項に移ります。

報告事項、第1号から第5号まで。それでは、係長、報告をお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は露天駐車場、用途指定区分は第2種中高層住居専用地域、ほか5件、合計6件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は売買、転用目的は一般住宅、用途指定区分は第2種中高層住居専用地域、ほか22件、合計23件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか17件、合計18件の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

初めに、1番につきましては、令和5年7月の総会において許可相当としていただいた案件です。また、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取を行い、結果、異存なしとの回答の案件ですが、開発許可の手の遅れにより、令和5年10月17日付許可で調整されましたことをご報告申し上げます。

2番以降につきましては、先月の総会におきまして、許可相当としていただいた案件になります。4条が4件、5条が43件、合計47件につきまして他法令の確認も取れましたので、令和5年10月23日付で許可書を交付いたしました。

また、前回、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取した案件の中で、箕郷地域において覆土材置場として一時転用する案件がありましたが、本転用に向けて動いていることから一時転用は不要であるといった指摘をネットワーク機構から受けました。代理人に、その旨をお伝えした結果、申請を取り下げる方向になりましたので、会長専決には掲載されないことをご承知おきください。

報告1号から4号については、以上でございます。

次の5号については、管理担当のほうからご報告させていただきます。

報告第5号 報告第5号高崎市農業委員会総会会議規則の一部改正について。

○事務局 それでは、報告第5号 高崎市農業委員会総会会議規則の一部改正につきましてご説明いたします。資料は、左上、クリップ留めしてあります「高崎市農業委員会総会会議規則新旧対照表」と「高崎市農業委員会総会会議規則」、こちらは現行のものとなります。合わせて2つでございます。よろしいでしょうか。

それでは、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。改正の変更点は1か所のみでございます。変更内容は、現行の規則では、総会の傍聴人の制限の箇所に「杖を携帯しないこと」とありますので、そのつえの制限を削除するものです。削除の理由としましては、視覚障害者の方が使用する白杖や歩行を補助するつえも携帯の制限に当たるおそれがあるためでございます。

ご報告は以上となります。よろしくお願い申し上げます。

○会長 報告事項、ありましたけれども、皆さんから何か質問等ございますでしょうか。

その他へ入りますけれども、事務局、ほかにありますか。ないですか。

○事務局 はい。

○会長 今回、第5回の農業委員会総会ということで、次回、11月28日だったか、運営協議は。今度は、第1班ですよ。29日か。石川委員が班長さんだよ、1班ね。

○17番石川委員 はい。

○会長 その日、私、所用で欠席させていただきますので、よろしくお願いいたします。また、ちょっと先になるのですけれども、12月に新しい委員さんもあれなのですけれども、一応予定入れておいてください。12月の25日に農業振興地域調整協議会、いわゆる除外の協議会。12月の25日です。それで、だから、次回の総会のときにちょっと除外が分からない委員さんがいると思うので、農林課の職員から、来て説明をしていただきます。それで、また、その後、書類が皆さんのところへ届くと思うので、また現地を調査していただきます。

◎閉会の宣告

○会長 そうということで、以上をもちまして第5回の農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時18分 閉会